

民生委員・児童委員は

あなたの暮らしのサポーター

身近な相談相手・見守り役として
地域の安全・安心を支えています

福祉制度や
福祉サービスの
情報提供

ひとり暮らしや
高齢者世帯などへの
声かけや安否確認

いじめや
児童虐待などの相談
子育ての仲間づくり

ひとりで悩まず相談してください。
民生委員・児童委員には
法による守秘義務があります。

期間:令和4年5月12日(木)~18日(水)

民生委員・児童委員 活動強化週間

5月12日(木)は民生委員・児童委員の日です



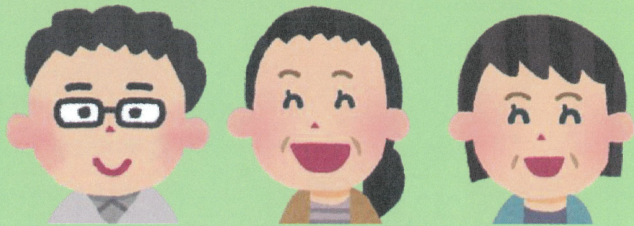
朝日町民生委員児童委員協議会

事務局:朝日町泊418 五又路クロスファイブ2階(朝日町社会福祉協議会内) ☎0765(83)0576

もっと もっと 知ってほしい！

民生委員・児童委員 のこと

お気軽にご相談ください。
秘密は守ります！



民生委員・児童委員とは

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の相談に応じ、行政などの専門機関へつなぐ活動を行います。

朝日町では56名の民生委員・児童委員が活動しています。

主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です

主任児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、担当区域をもたず子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

朝日町では3名の主任児童委員が活動しています。

地域のみなさん



わたしたちは、みなさんと福祉をつなぐパイプ役です

福祉制度・福祉サービスの紹介をします

福祉事業
福祉サービス



民生委員・児童委員

主任児童委員

民生委員・児童委員には守秘義務があります

民生委員・児童委員の基本性格

ご相談内容・個人情報等、秘密は厳守いたします。社会奉仕と基本的人権の尊厳を基本姿勢とする職務です。

【民生委員法第15条】民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する

秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分等又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

自主性

奉仕性

地域性

担当区域を基盤に、住民の立場で誠意をもち、謙虚に無報酬で活動を行うボランティアです。